

ラージン蜂起前夜の逃亡農民

土肥 恒之

一

ノ ト 研究 (79)

一六四八年六月初頭、モスクワで勃発した都市の中・下層民のいわゆる《塩一揆》は、社会諸階層の鬱積した不満と相互の反目とを白日のもとに曝した。《動乱時代》(一六〇四—一六一三)以後、平和の回復と荒廃した社会・経済生活の再建の軌道が敷かれようとしていたこの時期に、モスクワ国家はふたたび《騒擾》の嵐にみまわれることになったのである。召集された全国会議は、蜂起が地方諸都市へ拡がるなかで、翌年一月末《會議法典》を發布することにより、動揺した社会諸制度の再編を図った。ほとんど農奴制の廃止にいたるまで維持され、牢固な支配体制を確立したこの新しい法集成は、しかしながらロシア農民の歴史において決定的に否定的な意味を持つものであった。古来享受してきた《移転》の権利の最後の可能性の一片をも奪い去ったこの法典に対して、農民はさらに大規模な《逃亡》によってプロテストしたのである。こうして、逃亡農民をめぐる諸問題こそ十七世紀後半ロシアの支配階級の焦眉の

解決課題として現われてくるのだが、この覚書では、法典発布直後の五〇年代に限定して《逃亡》の実態をできるだけ具体的に把握することに重点を置きたいと思う。

出発点としての一六四九年法典第一章(三四項)の基本的内容を、あらかじめ摘記しておこう。第一章(「農民についての裁判」)の諸項目は、なによりも当時の支配階級の経済的基盤を掘り崩すのみならず、その内部対立を尖鋭化せしめた逃亡農民に関する諸規定であった。即ち、第二項は御料地、国有地、商工地区など、またモスクワ近郊やウクライナの諸都市、そして当時のモスクワ国家のすべての聖俗界の土地所有者の領地(世襲地と恩貸地)のもとに不法に住みついていてる逃亡農民とポプィリは、「一三四年の土地台帳に基づき、……期限なしに逃亡から引き渡す」べきことを規定した。また第九項では、「一五四年及び一五五年の調査簿に登録されているいかなる農民及びポプィリも、この調査簿の(作成の)のち逃亡したものの、あるいは今後逃亡するものは、彼らの妻子、……すべての家財、収穫の前と後の穀物とともに、調査簿に基づき、期限なしに引き渡す」べきこと、さらに、「今後、いかなる人も、いかなる手段によっても、他人の農民を採用してはならず、彼らを留め置いてはならない」と規定し、この実効化のために、第一〇項では、逃亡農民の隠匿にたいして年間一〇ルーブリの罰金を制定したのである。

こうして、自己の所有主のもとを不法に離れた農民は、《逃亡》と見做され、一六二六年の土地台帳と一六四六—四八年の

調査簿に基き、無期限の強制的搜索・返還の対象と規定された。農民の世襲的かつ永久的な従属状態が、ここに最終的な法的確認をうけたのである。⁽⁴⁾《穏和なツァーリ》アレクセイ・ミハイロヴィチの治下で、かくも仮借ない立法措置がとられたのは偶然ではなかった。

- (1) М. Н. Тихомиров. Соборное Уложение и городские восстания середины XVIII в. кн. Соборное Уложение 1649г. М., 1961.
- (2) В. Д. Греков. Крестьяне на Руси кн II. М., 1954. В. И. Корецкий. Закрепощение крестьян и классовая борьба в России во второй половине XVII в. М., 1970.
- (3) Памятники Русского Права. вып. VI. М., 1957. стр. 165—173. R. E. F. Smith. The Emserment of the Russian Peasantry. Cambridge. 1968. pp. 141—152.
- (4) А. Г. Маньков. Развитие крепостного права в России во второй половине XVII в. М.-Л., 1962. стр. 182—185.
- (5) 一六四九年法典の研究史については、П. П. Епифанов. Соборное Уложение 1649г. в исторической литературе. в кн. Соборное Уложение 1649г. М., 1961 参照。及び邦語文献として、石戸谷重郎「逃亡ホロブに関する一六四九年法典の規定」『奈良教育大学紀要』第二〇巻一号、一九七一年、がある。

二

モスクワの《恐るべき六月事件》は、ツァーリの寵臣として政府首脳の地位にあり、また自己の領地に多数の逃亡農民を隠匿していた当時の大土地所有者の一人、B・И・モロゾフを直撃した。⁽⁶⁾ツァーリ自らの嘆願により危く命を救われたモロゾフは、⁽⁷⁾いちはやく彼の地方在住の各領地管理人に宛てて逃亡農民の引き渡しを指示するグラモタを送った。一六四八年の六月から八月にかけて、二〇〇世帯をこえる逃亡農民が、また一六四八年末から四九年初にかけては一五世帯が、旧の所有者へ引き渡され、⁽⁸⁾こうして僅か一年のあいだに三〇〇世帯をこえる逃亡農民が引き渡されたのである。こうした大量の引き渡しは大農奴主モロゾフに少なからぬ経済的打撃を与えたのみならず、地方の村々での農民騷擾の自然発生に対しても、モロゾフは監視の眼を強化せねばならなかった。⁽⁹⁾

《権力のある人々》*сильные люди*、即ち大土地所有者の領地への農民の逃亡は、世紀前半を通じてたえず中小領主層（士族層）の激しい攻撃的となっていたが、モロゾフの例はこうした事態を典型的に示していた。⁽¹⁰⁾と同時に注目すべき点は、逃亡農民が一定の村落へ集中していたという現象である。即ち、モロゾフの自己経営の中心的地位を占めていたアルザマス郷の二つの村落（ボゴロドスコエ村とロジェストヴェンスコエ村）からは、一四〇世帯（六〇世帯と八〇世帯）の逃亡農民が引き渡されているのである。両村の構成は左表の如くであるから、

この二つの村落における逃亡農民の比重は、著しく大きかったといえる。さらに、モロゾフの全領地のなかでも特にポゴロドスコエ村への免租民 *льготник* の偏在(二二四世帯のうち一八二世帯)⁽¹²⁾ は、この村が開拓村であること共に、逃亡農民が免租民として村の開拓の一翼を担っていたことを暗示している。大領主が労働力を補うため一時的な免租・貸付などの諸特典を賦与することを通して、農民を誘い出すことこそ、中小領主の非難が集中した点であったからである。

こうした事實は、だがモロゾフの領地からの逃亡をなんら否定するものではない。領地管理人の重要な任務の一つが、ほかならぬ逃亡農民の搜索であったこと、また逃亡の予防のためモロゾフは貢租軽減の約束を惜しまなかったことは、共にモロゾフの領地からの逃亡の事實を逆証している。「逃亡農民が住民の約半数を構成している」村も決して稀ではなかったのである。一六四九年法典の発布の一年後、トロイツェ・セルギエフ修道院の請願により実施された逃亡農民の搜索は、擲取が比較的緩和されていたという大土地所有者からの逃亡(「反対の流れ」)の他の事實を伝えている。搜索結果を記載した「引き渡し台帳」*отдающие книги* には、搜索動機が述べられた後に

	農民	ボバイリ	免租民	モルドヴァ人	計
Б村	二二二	三九	一八二	二〇	四七三
Р村	一一四	七	—	一六	一四九

次のような形式の事例が列挙されている。一例を引こう。

《一六四九・一二・二一・拘留と審問とコストロマの土地台帳からの写しにより……及びコストロマの人、フォードル・ポロゾフの証言により、逃亡中かれポロゾフの下に住んでいた逃亡農民を、トロイツコイ・セルギエフ修道院へ引き渡す、〔その農民とは〕シドリコ・アレクセーエフと妻マクリドカ、子供ミンカ、マクヴェイコであり、彼の息子ミンカは妻のソロマニドカと娘オリンカとともに、マクヴェイコは妻マトリンカと娘マトリンカと息子バルフェンコとともに、そしてすべての農民の家財とともに旧の地片へ。ПОГОЛОВНЫЕ ДЕНЬГИ は九人から各三アルティン》。

コストロマ郷の一領主フォードル・ポロゾフの領地に不法に住んでいた逃亡農民アレクセーエフの家族九名は、こうして修道院の領地へ家財とともに返還されたのである。コストロマ郷とガリーチ郷の計七三件(四一九名)の引き渡しを記載したこの台帳は、その内容の画一性と簡潔性のゆえ多くを語らず、逃亡の具体的態様を知るといふ目的にとって価値の乏しい史料である。⁽¹³⁾ 編者C・M・カシュタノフの指摘しているように、この史料は、南部、南東部への逃亡という主要な流れとは異なり、コストロマとガリーチという中央の諸郷への逃亡という事実を教えてくれるにすぎない。搜索の結果のみを知らせるこの台帳の、したがって逃亡農民の實数を告げているのではないという史料上の性格は、「大領地から逃亡した農民が、いやいやながら類似のタイプ（14）の領地へはいっていった」⁽²⁰⁾ こと以上を示すもので

はなむ。ともあれ、逃亡問題は中小の領主層にとつてのみならず、すべての封建領主階層の共通の課題として現われて来たのである。

(9) この時期には、一〇〇歳の七十〇〇の大小の村落に六三三回六世帯の農民とモントリヤを有つた。Д.И.Петрикеев. Кружное крепостное хозяйство в XVIIв. Дл, 1967. стр. 190—194. モントリヤについては不明な点もあるが、А. Д. Шапиро. Бобльство в России в XVI—XVIIвв. Ист. СССР. 1960. No. 3. 参照。

(10) The Travels of Olearius in 17-th century Russia. trans. and ed. by S. H. Baron. Stanford, 1967. pp. 203—217. 六月三日の二回〇〇〇世帯をのぞいたモントリヤの大分の手入は、キロンのキローンとみなされた。М. Н. Тихомиров. ук. соч. стр. 11.

(11) Д. И. Петрикеев. ук. соч. стр. 173—174.

(12) Там же. стр. 175. Хрестоматия по истории СССР. XVI—XVIIвв. под ред. А. А. Зминова. М., 1962. стр. 372—373.

(13) ソツホットの研究者は一致して小土地所有者から大土地所有者への逃亡の庄倒性を指摘しようとする。А. Г. Маньков. ук. соч. стр. 27—28.

(14) Д. И. Петрикеев. ук. соч. стр. 174.

(15) Там же. стр. 193—194. なお表は本ページから作成したものである。

(16) Там же. стр. 152—153.

(17) 周知の如く、世紀前半の逃亡農民の搜索期限 урочные лета は一六四二年に一〇年まで延期されたが、『種々田』の巻合せ一五年に『種々田』。Б. Д. Греков. ук. соч. стр. 371—372.

(18) Д. И. Петрикеев. ук. соч. стр. 177. Хрестоматия по истории СССР. стр. 373.

(19) С. М. Каптанов. Отдаточное книги Троице-Сергиева монастыря 1649—1650гг. Ист. арх., т. VIII, 1953. стр. 198—220.

(20) Там же. стр. 203.

(21) 史料としての白帳の性格については、Н. А. Бакланова. Дело о сыске беглых крестьян и холопов как источник для истории тяглого сельского населения в Поволжье во второй половине XVIIв. Проб. источ., т. XI, 1963. стр. 309 参照。

(22) С. М. Каптанов. ук. соч. стр. 199.

(23) А. Г. Маньков. ук. соч. стр. 29. П. Ринонは恩貸地領主への逃亡の庄倒性(七九%)という「反対の流れ」を示す史料として用いているが、根本には統計的不備がある。

III

アレクセイ・シロヴィチ政府が本格的に全国的・組織的な逃亡民の搜索にのりだすには、しかしながら一六五三年に始

まるポーランド(のちスウェーデン)との戦争⁽²¹⁾を待たねばならない。戦争は租税の増大と諸負担の強化を惹き起こす一方、他方では領主階層を軍事力として自己経営から引き離すことにより農民監視の眼を弱めた。一六五三年冬から五四年にかけて、逃亡農民の数は未曾有の規模に達したのである。⁽²²⁾

遠征を前にしてモスクワで開かれた集会で、士族層は逃亡により惹き起こされた経済的破綻について、口々に苦情を訴えた。前線での従軍中に彼らの領地では、農民が主人の財産を掠取し逃亡していること、逃亡からいったん帰った農民が他の農民をも誘い出していること、さらに軍務から解放されて自ら捜索へ出掛けても、武器を手にした逃亡民の抵抗に出会うこと、等々である。⁽²³⁾一六四九年法典の逃亡民の無期限搜索条項を獲得することにより「勝利した士族層」は、だが以前と同様「それなしでは土地がすべての価値を失う農民の労働力《СРЕДЬСКИЕ ЛЮДИ》の問題⁽²⁴⁾」に神経をとがらせねばならなかったのである。法の網の目を回避する様々な手段を持っていた大領主とは異なり、中小領主層を構成する大多数の士族層はほとんど無力であった。一六五七年末の士族層の集団請願書は、逃亡農民搜索のための新しい国家機関の創設と広汎かつ持続的な搜索の実施を強く訴えたのである。⁽²⁵⁾こうして、特別の全権を委任された搜索官 *чилик* の派遣が日程にのぼる。

一六五八年二月一日付のニジェゴロド郷の地方知事 *Г. П. Тюрлин* へのグラモタは、この間の事情を雄弁に物語っている。村落や都市での逃亡民の採用を禁止するよう指示したこ

のグラモタは、モスクワと諸都市の士族層の「*Рюмирови*と農民は、彼らを零落させ、彼らの財産を掠取し、屋敷に火を放ち……逃亡中である」という状況認識で始まっている。逃亡先として「*ニジニ*、アルザマス、クルムイシ、アラトウイリ」を挙げ、さらにニジェゴロドから「カザンとヴォルガ河下流域諸都市」への逃亡をも指摘し、次のような搜索地点を列挙している。即ち、「都市の商工地区、スロボダ、我が大公の御料地、国有地、*Виские слободы*」あらゆる聖俗領主の領地である。この点

においては、一六四九年法典とグラモタとの間に認識の根本的な変化はない。こうして搜索された逃亡民を「土地台帳と調査簿とあらゆる証文⁽²⁶⁾に基き、妻子と彼らのすべての家財とともに *Рюмирови* はホロップストヴォに、農民はクレスチャンストヴォに、彼らの旧の領主へ引き渡す」べきことを指示したのである。注目すべきは、こうした《犯罪》をおかしたものを「*体罰に処し*」、「鞭で容赦なく打つ」べきこと、主人とその家族の被害及び屋敷への放火に対しては「死刑に処す」べきことを指示した点である。一六四九年法典には逃亡に対する体罰の規定はなかったから、グラモタのこうした指示は《逃亡》を《犯罪》と規定し、嚴罰をもってのぞむという五〇年代の施策の「懲罰的性格」⁽²⁸⁾を示すものであった。また、グラモタには搜索官による搜索の実施の前に、部下の銃兵士、砲手等を伴って、その「不法、逃亡、財産の持ち逃げ」を取り締まるよう指示されていることから明らかなように、こうしたグラモタの地方への送付は、搜索官派遣のための準備的施策にほかならな

ったのである⁽²⁹⁾。

一カ月後、ここニジエゴロド郷へ派遣されたД・И・ブレシチェーフと補佐官Т・アブラモフは、知事から二〇人程の銃兵士と退役士族や小貴族の提供をうけて捜索活動を開始した。統兵士等には、商工地区や郷の市場や定期市で「大声で呼びかける」よう指示し、一方、御料地、国有地、都市のスロボダ、また聖俗界の領地の各々の領地管理人、村長、農民には、悪疫のち「一六二二年から現在の一六六六年にかけて彼らの所へやってきた……外来の逃亡ホロブと農民」を、ドミートリイと補佐官のもとへ連行するよう呼びかけた⁽³⁰⁾。こうして、戦争の初期（一六五四―五八）に逃亡した農民とホロブの捜索が、ニジエゴロド全域で実施されたのである。

ところで、ニジエゴロド郷を中心とするヴォルガ河中流域Сейнее Товарищеの諸郷は、その肥沃な土壌、豊かな森林資源、利益の多いヴォルガ河商業路の利用可能性、等々のあらゆる側面から農奴主の触手をそそる地域であった⁽³¹⁾。ツァーリの下賜、購入、時には掠奪により、これら諸郷での新しい土地獲得へのりだしたのは単に大領主のみではない。中小の領主層も、時には中央諸郷の領地を棄てて、この地域をとしてさらに南部の肥沃な土地の獲得へ向ったのである⁽³²⁾。他方、逃亡民もまた《野生の地》を目指したことの理由については別箇に考察されねばならないが、領主の抑圧を回避する現実的可能性がここには存在したとすると同時に、社会全体を覆っていたこうした時代の底流（「南部への索引は一般的現象であった」⁽³³⁾）へも眼を向けなけ

ればならないであろう。

ブレシチェーフの捜索活動は、こうした封建領主間の複雑な利害の絡み合う状況のなかで、一筋縄ではいかなかった。士族層はおおむね自己の逃亡民の居所を知っていたから自ら捜索に向かうか、従者・用人を送って捜索官の活動を積極的に援助した。また地方知事も、兵士等の提供をはじめとして集会所の確保、書類やはてはインクの用意まで行う義務を負い、捜索活動の重要な一環として組み込まれていた⁽³⁴⁾。と同時に、捜索官の側の専横と横柄な態度、地方の利害への固執、等々はたえず彼らの対立・衝突を惹き起こしたし、後のある時期には、郷への捜索官の派遣を中止し、捜索を地方知事に委任すべし、という内容の夥しい請願書が届く有様であった⁽³⁵⁾。様々な防害を蒙りながらも、こうしてД・И・ブレシチェーフは、一六五八年にニジエゴロド郷で一五三一人の逃亡農民を捜索・返還したのである。同じ年、アルザマス郷では捜索官М・П・ヴォルインスキイが一二〇〇人を捜索したのをはじめ、他の諸郷でも捜索が実施された。したがって、一六五八年は「最初の大がかりな逃亡農民の捜索」が実施された年であったわけである⁽³⁶⁾。さらに六〇年代には、延べ七〇人をこえる捜索官が、南部、中央部、ヴォルガ河中下流域、の諸郷と諸都市へ派遣され、ラージン蜂起前夜の五〇―六〇年代の捜索は、文字通り「広大な空間をつみこむ雄大な企図」であったといえよう⁽³⁷⁾。

政府の捜索活動の過程をかなり荒削りにではあるが辿ることにより《逃亡》の実態の一端を示そうとしたこのノートでは、

農民の、かくも大規模な《逃亡》が彼らのどのような内的世界と結びついていたのか、という興味深い問題を探る試みは、ひとまず横におかれている。だが、その規模と研究が深まるに伴い判明する地域的広がり⁽⁸⁵⁾、農奴制の強化に対する《回答》ないし《プロテスト》と、その説明の枠組を多少とも越えてくるように思われる。バックラノフが述べているように、《逃亡》とは「穀物、所帯道具、衣類、蜂房、鷺鷥、鳩鷥のはらった樹皮製の編籠」などの荷物で「一杯」の荷馬車と家畜を追った⁽⁸⁶⁾。それから始め取り決められた居住地へ向かう数世帯の農民の「真の移住」とどう一面を確かに有していったからである。

(21) 一六六七—1677年。История СССР, т. 3, М., 1967, стр. 134—141.

(22) 屋敷仕きの「ヤコフ」従者として戦場へ向ったサロームと用人の逃亡が、農民の逃亡に先行した。А. Г. Маньков, ук. соч. стр. 23—25. この時期には、一六四九—一五三年の逃亡農民の約四倍の規模であったといふ。

В. И. Лебедев. Крестьянская война под предводительством Степана Разина. 1667—1671гг. М., 1955, стр. 37. 逃亡問題の考察は、ラーマン蜂起の「社会経済的諸前提」の解題に直結している。И. В. Степанов. Крестьянская война в России в 1670—1671гг. восстание Степана Разина. т. I, Л., 1966, стр. 223—275. 参照。

(23) А. Г. Маньков, ук. соч. стр. 26
(24) Б. Д. Греков, ук. соч. стр. 365

研究ノ一 (85)

(25) 士族の集団請願書は、既に革命前の雑誌に紹介されて、その参照はなされた。А. Г. Маньков, ук. соч. стр. 25—27.

(26) Памятники истории крестьян XIV—XIX вв. М., 1910, стр. 77—79.

(27) Там же, стр. 78.

(28) А. Г. Маньков, ук. соч. стр. 34.

(29) Там же, стр. 30.

(30) Там же, стр. 31—32. Лондонキーンの捜索の結果として、エッセックスの少女の討論がある。Т. И. Смирнова. Побег крестьян накануне выступления С. Разина. Воп. Ист. 1956, No. 6, стр. 129—131.

(31) Д. И. Петрикеев, ук. соч. стр. 38, 42.

(32) А. А. Новосельский. Вогчинник и его хозяйство XVIII в. М., 1929, стр. 33. Е. И. Ошанина. К истории заселения среднего Поволжья в XVIII в. в кн. Русское государство в XVIII в. М.—Л., 1961, стр. 50—66. 及び中央部と中央所有の発展について Ю. В. Готье. Замокновный край в XVIII в. второе просмотренное издание. М., 1937, стр. 206—294. 参照。

(33) Е. И. Ошанина, ук. соч. стр. 66—74. А. А. Новосельский. Распространение крепостнического землевладения в южных уездах Московского государства в XVIII в. Ист. зап. т. 4, 1938, стр. 29.

- (45) А. Г. Маньков. ук. соч. стр. 101—105.
- (53) Там же.
- (56) 数字はハントキハニ依ルベシ。И. А. Булыгин.
Бердые крестьяне Рязанского уезда в 60-е годы
XVIII. Ист. зап. т. 43. 1953. стр. 132. А. Г. Маньков.
ук. соч. стр. 28.
- (57) А. Г. Маньков. ук. соч. стр. 83—89.
- (58) 其地の数集はハントキハニ依ルベシ。А. Д. Преображенский. Урал
и Западная Сибирь в конце XVI—начале XVIIIв.
М., 1972. очерк III. 半集はハントキハニ依ルベシ。Г. Н. Образцов.
Уложение 1649г. и крестьяне волгины Антониево-
Сийского монастыря. Ист. зап. т. 63. 1959. 参照。
- (59) Н. А. Бакланова. ук. соч. стр. 313.
(一九七四・九・一〇)(一橋大学大学院博士課程)